

○白石町地域包括支援センター（指定介護予防支援）運営規程

平成18年4月1日

訓令乙第57号

（目的）

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の理念に基づき、白石町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業及び地域支援事業（以下「事業」という。）の円滑な実施のために、人員、管理運営に関する事項を定め、センターを利用する被保険者（以下「利用者」という。）が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族に対し、包括的な支援を行うことを目的とする。

（運営方針）

第2条 センターは、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行うものとする。

2 センターは、事業の実施に当たり、利用者の心身の状況及びその環境に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 センターは、事業の提供に当たり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。

4 センターは、事業の提供に当たり、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。また、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するように、指定介護予防支援事業所に求めることができることについて説明も行う。

5 センターは、事業の運営に当たり、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人（在宅）介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支

援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 白石町地域包括支援センター
- (2) 所在地 白石町大字福田1247番地1

(公印)

第4条 センターの公印の名称、ひな形、規格、用途及び保管課については、次の表のとおりとする。

名称	ひな形	規格	用途	保管課
白石町地域 包括支援セ ンター管理 者印		21mm 角	一般文書	長寿社会課

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任介護支援専門員 1名 (常勤職員)

主任介護支援専門員は、指定介護予防支援の提供及び介護予防事業並びに包括的支援事業に当たるものとする。

- (3) 保健師 1名 (常勤職員)

保健師は、指定介護予防支援等の提供及び介護予防事業並びに包括的支援事業に当たるものとする。

- (4) 社会福祉士又は経験ある社会福祉主事 1名 (常勤職員)

社会福祉士又は経験ある社会福祉主事(福祉部局の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者)は、指定介護予防支援等の提供及び包括的支援事業に当たるものとする。

2 前項に定めるもののほか、目的達成に必要な職員の職種、員数及び職務内容については町長が別に定めるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急等の場合は24時間対応ができる体制にしておく。

(指定介護予防支援等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び杵藤地区介護予防ケアマネジメント事業実施要綱上の額とする。

(1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条までの規定）及び法第115条の45第1号ニに規定するサービス（介護予防ケアマネジメント）に従って実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅等とする。

(3) 介護予防サービス計画作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。

(4) アセスメントの結果を踏まえ利用者が目標とする生活を達成するための具体的な支援内容等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。

(5) 担当職員は、新規に介護予防サービス計画を作成したときは、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、指定介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の参加者を招集し、サービス担当者会議を開催する。

ア 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅等とする。

イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者

に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について保険給付の対象となるかどうかを区分の上、原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

(7) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、その計画を利用者及び担当者に交付する。

(8) 担当職員による居宅訪問頻度等

ア 提供開始月

イ 提供開始の翌月から起算して6月に1回

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ 利用者の著しい変化があったとき。

ただし、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

(9) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。また、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたとき、その他必要と認められるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(10) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、計画の目標の達成状況について評価を行う。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、白石町内とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針の整備

(3) 虐待の防止のための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 センター職員は、サービス提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第10条 センター及び担当職員は、次の各号により、秘密を保持しなければならない。

(1) センターは、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する行政官庁の命令による場合及び別に定める情報提供同意書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は第三者に対して秘匿するものとする。

(2) 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、担当職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

(3) センターは、前号の規定による秘密保持のために、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第11条 センターは、利用者からの苦情に対し、迅速かつ適正に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善のための措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等への連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事業の一部委託)

第13条 センターは、公平中立と判断される指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援事業等の一部を委託することができる。

2 センターは、事業の一部を委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援等の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

(担当職員の資質向上)

第14条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次により設け、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(委任)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月1日訓令乙第128号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月1日訓令乙第14号)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令乙第51号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月1日訓令乙第62号)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日訓令乙第70号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年４月１日訓令乙第４０号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
（白石町地域包括支援センター運営委員会設置要綱の一部改正）
- 2 白石町地域包括支援センター運営委員会設置要綱（平成１８年白石町訓令乙第５８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和６年３月６日訓令乙第６４号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。